

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 19 年 12 月下旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 19 年 11 月 20 日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

平成 19 年 11 月 5 日

東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号
新光証券株式会社
代表取締役社長 草間 高志

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号
日本証券代行株式会社 本店